

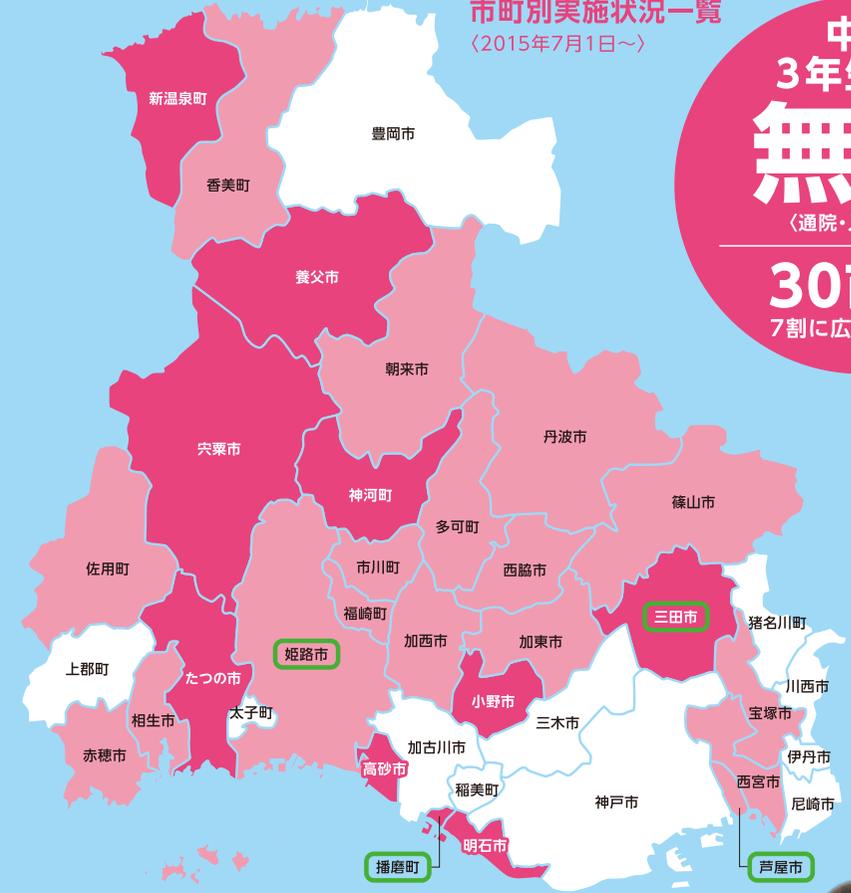
兵庫県の

こども医療費助成と 福祉医療 母 障 老

市町別実施状況一覧
(2015年7月1日~)

中学
3年生まで
無料
(通院・入院とも)

30市町
7割に広がりました



通院・入院とも
中学3年生まで無料
所得制限なし

通院・入院とも
中学3年生まで無料
所得制限あり

2015年7月から
無料となった自治体

- 乳幼児、及びこども医療費助成
- 母子家庭等医療費助成
- 重度障害者医療費助成
- 老人医療費助成



発行：兵庫県保険医協会
〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5階
TEL:078-393-1807 FAX:078-393-1802
発行日：2015年7月

非売品

発行：兵庫県保険医協会



制度ごとに地域別で表示しています

- 阪 神 (神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)
- 東 播 (明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)
- 北 播 (西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
- 西 播 (姫路市、たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町)
- 但 馬 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
- 北摂・丹波 (三田市、篠山市、丹波市)
- 淡 路 (淡路市、洲本市、南あわじ市)

お金の心配なしに、誰でも医療を受けられるように…………… 1

解説・福祉医療制度をご利用いただくために…………… 2

1. 乳幼児と、こどもの医療費助成

● 阪神……………	4
● 東播……………	6
● 北播……………	7
● 西播……………	8
● 但馬……………	10
● 北摂・丹波……………	11
● 淡路……………	11

3. 重度障害者医療費助成

● 阪神……………	16
● 東播……………	18
● 北播……………	19
● 西播……………	20
● 但馬……………	21
● 北摂・丹波……………	21
● 淡路……………	21

2. 母子家庭等医療費助成

● 阪神……………	12
● 東播……………	13
● 北播……………	14
● 西播……………	15
● 但馬……………	15
● 北摂・丹波……………	15
● 淡路……………	15

4. 老人医療費助成

● 阪神……………	23
● 東播……………	23
● 北播……………	25
● 西播……………	25
● 但馬……………	25
● 北摂・丹波……………	25
● 淡路……………	25



お金の心配なしに、誰でも医療を受けられるように

兵庫県保険医協会理事長 西山 裕康

本書は、兵庫県下の市町で行われている福祉医療制度の大まかな特徴をまとめたものです。福祉医療制度は、こどもや母子家庭、重度障害者、高齢者などの医療費自己負担を軽減するために、県と市町が行っている独自の助成制度です。

全国で、最初につくられた福祉医療制度は、1960年の岩手県沢内村で、65歳以上の老人医療無料化が行われました。その後、1969年12月に東京都が70歳以上の老人医療を無料化し、兵庫県で始まったのは、1971年10月からで、75歳以上の居宅寝たきり老人を対象に発足しました。1972年4月1日から、70歳以上の老人と65歳～69歳の重度身障者（1～2級）に対象を拡大され、1973年に重度障害者医療費公費負担制度、乳児医療費公費負担制度が創設されています。母子家庭等の助成制度ができたのは最も遅く、1979年でした。

しかし、国が公的医療制度を改悪する度に、福祉医療制度も改悪されてきています。兵庫県は昨年、老人医療費助成事業と母子家庭等医療費給付事業について、対象者を狭めました。

当会は、院長署名や患者署名を集めて提出するなどし、一部修正を実現しました。また、兵庫県社会保障推進協議会などは自治体キャラバンを行い、福祉医療制度の拡充を求めています。私たちの運動次第で、福祉医療の内容は変わります。お金の心配なしに誰もが安心して医療にかかれるよう、ご一緒に努力してまいりましょう。

福祉医療制度をご利用いただくために

こども医療費助成をはじめ、兵庫県や市町では、母子家庭や障害者、高齢者などの医療費窓口負担を軽減する福祉医療を行っています。掲載している表で、「国」としている負担は全国民が対象です。「県」としているのは、兵庫県民が対象です。市町が単独で実施している上乗せ制度は、それぞれの市町に住んでおられる方だけが対象になります。

年齢や所得、障害の程度など、いろいろな条件がつけられていますが、市町ごとに内容が異なりますので、住んでいる市町の条件を良く知ることが大事です。

条件に合うと思われたら、市町の窓口申請を相談しましょう。条件に合うと判断されれば、受給者証が発行されます。医療機関の窓口には、公的医療保険の保険証と、受給者証を提示すれば、福祉医療が受けられます。

福祉医療受給者証は、県内の医療機関であれば住んでいる市町以外の医療機関でも有効です。県外の医療機関の場合は、一旦、自己負担をしたあと、領収書とともに還付請求を行うことにより、後日の払いもどしとなりますので、ご注意ください。

2015年の特徴

①こども医療費

30市町が「中3まで無料（通院・入院とも）」を実施しています。昨年より5市1町（芦屋市、姫路市、三田市、淡路市、洲本市、播磨町）増え、41市町のうち7割の自治体に広がっています。このうち、所得制限もなく、すべての子どもの医療費負担が中学3年生まで無料の自治体は、7市3町（明石市、高砂市、小野市、三田市、たつの市、宍粟市、養父市、神河町、播磨町、新温泉町）で、10市町に広がりました。

また都市部でも、神戸市や西宮市が対象者を拡大するなどの拡充が行われています。

②母子家庭等医療費

兵庫県が昨年、2014年7月から所得制限を厳しくしたため、対象者が大幅に削減されました。新基準（児童扶養手当全部支給）と旧基準（同一部支給）の差は、扶養親族2人の場合は、「全額支給」基準が所得95万円未満に対して、「一部支給」基準が所得268万円未満と、数倍の差があります。

しかし、市町が単独事業で対象者を一昨年並みの旧基準のままにすえおいてカバーする自治体があります。「一部支給」基準を実施している市町は、昨年は12市町でしたが、今年度は2町（神河町、市川町）が、旧基準にもどして、14市町に増えました。

③重度障害者医療費

今年度の変更はありませんでした。

6割の25市町が、対象となる障害の程度を拡大し、所得制限も引き上げています。県が障害2級までとしているのに対し、3級または4級まで拡大しているのが11市町です。所得制限について、県は所得を世帯合算しますが、13市町は世帯合算せず、主たる所得のみで判定します。

④老人医療費

今年度の変更はありませんでした。

県制度に上乗せしている自治体は、わずか6市町です。所得制限を市民税非課税世帯に拡大しているのが4市町、所得制限をなくしているのが1町です。給付を一部拡大しているのが1市です。

★表の見方

制度ごと、地域ごとに、見開き2ページ単位で掲載しています。各見開きページの最初に、国と県の制度を掲載しています。各市町の上乗せ制度がある場合のみ、表にしています。上乗せ制度がない場合は、欄外に該当する自治体名を掲載しています。

乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)	1割負担、上限月3,200円 (低所得世帯は、負担限度額月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	

阪 神

神戸市	0歳～2歳児まで	なし	なし	なし
	3歳～中3まで	旧児童手当特例給付基準（別表参照）	1日500円（2割負担）、月2回まで	
尼崎市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～就学前まで	県と同じ	県と同じ（1日800円等）	
	小1～小3まで		県と同じ（2割負担）	
西宮市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～就学前児	県の所得制限基準内	1日800円限度・月2回まで	
		県の所得制限基準外		
小1～中3まで	県と同じ	なし	なし	
芦屋市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者及び扶養義務者いずれもが市民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算はしない)		

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
伊丹市	0歳	なし	なし	なし *食事は申請により助成
	就学前まで	県と同じ		県と同じ（1日800円等）
	小1～小3まで		県と同じ（2割負担）	
宝塚市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～小3まで	保護者等の市民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)		
	小4～中3まで			
川西市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～小3	県と同じ		
	小4～中3まで		県と同じ（2割負担）	
猪名川町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～就学前			
	小1～小3まで		県と同じ（1日800円等）	
	小4～中3まで	県と同じ（2割負担）		

別表) 神戸市の所得制限

表1 乳幼児等・こども医療 所得制限

扶養親族等の数	保護者などの限度額
0	5,320,000円
1	5,700,000円
2	6,080,000円
3	6,460,000円
4	6,840,000円
5	7,220,000円

生計を主として維持する方の今年度分の所得が表1の所得制限限度額未満、または判定用市民税所得割額が23.5万円未満であること

表2 所得額の計算方法 …… 乳幼児等・こども医療の所得額=①-②

①下記の合計額	②下記の合計額
総所得金額	社会保険料等控除（8万円・全員一律）
退職所得金額	障害者控除（27万円）
山林所得金額	特別障害者控除（40万円）
土地等に係る事業所得等の金額	寡婦（夫）控除（27万円）
商品先物取引に係る雑所得等の金額	寡婦特別控除（35万円）
条約適用利子及び配当の金額	勤労学生控除（27万円）
長期及び短期譲渡所得の金額	雑損控除（実額）
（租税特別措置法に定める特別控除を行う前の譲渡所得金額）	医療費控除（実額）
	小規模共済等掛金控除（実額）

- ・扶養親族等の数とは、控除対象配偶者と扶養親族の合計です。
- ・老人扶養親族1人につき左記限度額に6万円が加算されます。
- ・平成26年以降に出生等により扶養されることとなった方は、扶養人数に含まれません。

乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、 月2回まで (低所得世帯は1日600 円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担 限度額月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の 場合、続く4カ月目 以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税 額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担	定率2割負担 3カ月を超える入院の 場合、続く4カ月目 以降はなし

東 播

明石市	中3まで	なし	なし	なし
加古川市	0歳～小3まで	なし	なし	なし
	小4～中3まで	保護者等の市民税所 得割税額が23.5万円 未満 (世帯合算はしない)	1日400円、月2回ま で(2割負担)	
高砂市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
稲美町	0歳～就学前まで	なし	なし	なし
	小1～中3まで		1日400円、 月2回まで (2割負担)	
播磨町	0歳～中3まで	なし	なし	なし

北 播

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
西脇市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
三木市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～就学前	県と同じ		
小1～中3まで	1日800円、 月2回まで 低所得者は、なし			
小野市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
加西市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者または扶養義 務者の市民税所得割 税額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)		
加東市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
多可町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		



乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、 月2回まで (低所得世帯は1日600 円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担 限度月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の 場合、続く4カ月目 以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税 額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の 場合、続く4カ月目 以降はなし	

西 播

姫路市	0歳～3歳未満	なし	なし	なし
	3歳～小3まで	県と同じ		
	小4～中3まで			
たつの市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
赤穂市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町 村民税所得割税額が 23.5万円未満の人 (世帯合算はしない)		
相生市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町 村民税所得割税額が 23.5万円未満の人 (世帯合算はしない)		
宍粟市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
神河町	0歳～中3まで	なし	なし	なし

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
市川町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
福崎町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
太子町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～3歳まで	県と同じ		
	3歳1カ月～ 小3まで			
上郡町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～就学前	子ども保護者又は、 扶養義務者の市町村 民税所得割税額が 23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小1～小3まで			
佐用町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者等の町民税所 得割税額が23.5万円 未満の人 (世帯合算はしない)		



乳幼児と、こどもの医療費助成

	対 象 者		自 己 負 担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、 月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担 限度月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の 場合、続く4カ月目 以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税 額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の 場合、続く4カ月目 以降はなし	

但 馬

豊岡市	0歳	なし	県と同じ (1日800円等)	なし
	1歳～小3まで	県と同じ		
	小4～中3まで		県と同じ(2割負担)	
養父市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
朝来市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
香美町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
新温泉町	0歳～中3まで	なし	なし	なし

北摂・丹波

	対 象 者		自 己 負 担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
三田市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
篠山市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額について も助成(償還払い)	
	1歳～中3まで	保護者の市民税所得 割税額が23.5万円未 満 (世帯合算はしない)		
丹波市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者または扶養義 務者の市民税所得割 税額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)		

淡 路

淡路市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
洲本市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
南あわじ市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		



母子家庭等医療費助成

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照	1 医療機関等あたり 1 日800円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	(2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

阪 神

神戸市	収入のある重度障害者の配偶者とその児童も対象	扶養義務者等は所得236万円に扶養親族1人当たり38万円を加えた額未満	県と同じ	
尼崎市	高等学校に在学中の場合は、20歳に達する日以降、最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	児童はなし
西宮市	県と同じ	母又は父、扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23.5万円未満	県と同じ	
芦屋市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ	

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
宝塚市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	

※伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

東 播

明石市	県と同じ	子についての所得基準は、母等養育者は児童扶養手当一部支給基準を準用（別表2参照）。扶養義務者は特別児童手当の基準を準用	子については1日600円、月2回まで	子については負担限度額2,400円
高砂市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用（別表2参照）	県と同じ	
播磨町	子どもが20歳に達する日以降の最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	

※加古川市、稲美町は県と同じ

別表1・児童扶養手当（全部支給）の所得基準参照表

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額
0人	19万円未満
1人	57万円未満
2人	95万円未満
3人	133万円未満
4人	171万円未満
5人	209万円未満
6人	247万円未満

別表2・児童扶養手当（一部支給）の所得基準

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額
0人	192万円未満
1人	230万円未満
2人	268万円未満
3人	306万円未満
4人	344万円未満
5人	382万円未満
6人	420万円未満

国	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P.13)	1 医療機関等あたり 1 日800円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
		低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

北 播

西脇市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用（P.13別表2参照）	県と同じ
小野市	県と同じ	県と同じ	なし
加西市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用（P.13別表2参照）	県と同じ
加東市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用（P.13別表2参照）	県と同じ
多可町	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用（P.13別表2参照）	県と同じ

※三木市は県と同じ

西 播

国	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
姫路市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用（P.13別表2参照）	県と同じ	
赤穂市	満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を、現に監護する配偶者のいない母、又は父、及び当該看護される児童	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	県と同じ	
相生市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	県と同じ	
神河町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	県と同じ	
市川町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	県と同じ	
福崎町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	なし	
李町	県と同じ		中学3年生終了までのこどもについてはなし	
上郡	県と同じ		中学生以下はなし	

※たつの市、宍粟市、佐用町は県と同じ

但 馬

豊岡市	県と同じ		中学3年以下は償還払いでなし
新温泉町	県と同じ	なし	県（一般）と同じ

※養父市、朝来市、香美町は県と同じ

北摂・丹波

三田市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	県と同じ
篠山市	子どもが20歳に達する日の属する月の末日まで	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
丹波市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（P.13別表2参照）	他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）

淡 路

※淡路市、洲本市、南あわじ市は県と同じ

重度障害者医療費助成

※以下は県の制度から、さらに上乗せしている市町の独自制度です。

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）。世帯合算する。 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者は1,600円） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

阪 神

神戸市	①身障手帳3級と中度の知的障害との重複障害者 ②内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能）の等級が3級の身体障害者手帳所持者	今年度（医療をうける月が4～6月の場合は前年度）の市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除および寄付金税額控除適用前）が23.5万円未満であること。 （ただし、平成24年度分から16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円を控除して算出した額）	県と同じ	
	重症心身障害者として、肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級と重度の知的障害（療育手帳A判定等）を、重複して有する障害児（者）の方	所得制限について世帯合算は行わない	なし	

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
尼崎市	①身障3級 ②知的障害者中度 ③精神2級所持者	本人の所得基準は県と同じだが、配偶者・扶養義務者の所得制限はなく、世帯合算は行わない	県と同じ	18歳未満無料
西宮市	①身障3、4級（身障4級は入院のみ） ②知的障害者B1、B2（IQ・DQ60以下か、IQ・DQ61以上で自閉症） ③精神障害者2級（精神疾患による医療を除く）	県と同じ	県と同じ	
芦屋市	①身障手帳3級 ②療育手帳B1所持者	世帯合算は行わない	県と同じ	
宝塚市	①身障者手帳3、4級 ②精神障害者福祉手帳2級 ③知的障害者手帳中度判定	世帯合算は行わない	県と同じ *他公費助成後の自己負担額についても助成する（ただし償還払い）	
川西市	①身体障害者手帳3級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯	上乗せは入院のみで、外来はなし	自己負担額の1/3を助成。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は無料

※伊丹市、猪名川町は県と同じ

重度障害者医療費助成

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）。世帯合算する。 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

東 播

明石市	①身障3級（外部障害の方は市民税所得割非課税世帯のみ） ②療育手帳B1 ③精神2級	県と同じ	県と同じ	中学生以下の児童はなし
加古川市	①身障3級（心臓機能障害） ②60歳以上の身障手帳3、4級 ③療育手帳B1 ④精神2級	世帯合算は行わない	県と同じ	
高砂市	①身障手帳3級（心臓機能障害のみ） ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級	県と同じ	県と同じ	
播磨町	①身障手帳3級（内部障害のみ） ②療育手帳B1	県と同じ	県と同じ	

※稲美町は県と同じ

北 播

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
三木市	県と同じ			小学1年から中学3年はなし
小野市	県と同じ		なし	
加西市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ	
多可町	①身障3級 ②療育B1、B2	県と同じ		

※西脇市、加東市は県と同じ



重度障害者医療費助成

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）。世帯合算する。 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

西播

姫路市	医療型児童発達支援センターから肢体不自由児通所医療を受けた場合も対象に含める（償還払い）	県と同じ	県と同じ
たつの市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
赤穂市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
相生市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
宍粟市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
福崎町	県と同じ	なし	
上郡町	県と同じ		中学生以下はなし
佐用町	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ

※神河町、市川町、太子町は県と同じ

但馬

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
豊岡市	県と同じ			中学3年以下は償還払いで自己負担なし
新温泉町	県と同じ	所得制限なし	1日900円 (月2回1,800円まで)	定率1割 3,600円までを控除した額

※養父市、朝来市、香美町は県と同じ

北摂・丹波

三田市	障害手帳3級所持者（身体）	世帯合算は行わない	県と同じ	
篠山市	重度精神障害者の精神疾患による医療を含める	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
丹波市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
	精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	障害者本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算は行わない）	県と同じ一部負担金（600円等）、及び健康保険の自己負担額から一部負担金（600円等）を控除した残りの2分の1を助成（償還払い） 自立支援医療分については、健康保険の自己負担額の2分の1を助成（償還払い）	県と同じ一部負担金（1割負担等）、及び健康保険の自己負担額から一部負担金（1割等）を控除した残りの2分の1を助成（償還払い）

淡路

※淡路市、洲本市、南あわじ市は県と同じ



	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院
国	2015年、4月1日時点で、71歳未満の方	低所得者（住民税非課税世帯）	3割 負担限度額 35,400円 4回目からは24,600円	
	2015年、4月1日時点で、71歳以上、75歳未満の方	一般（標準報酬月額26万円以下）	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 44,400円
		低所得者Ⅱ市町村民税非課税世帯で低所得者Ⅰを除く世帯の方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 24,600円
		低所得者Ⅰ住民税の非課税世帯でかつ年金収入が80万円以下で所得が0円になる方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
兵庫県	65歳～69歳まで	低所得者区分2市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得が80万円以下の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	2014年の6月30日までに、65歳～69歳だった方は、2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	低所得者区分2市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得が80万円以下の方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円

阪 神

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院
西宮市	65歳～69歳まで	市民税非課税世帯	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	2014年の6月30日までに、65歳から69歳だった方は、2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	市民税非課税世帯	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
宝塚市	県と同じ		他公費助成後の自己負担についても助成（償還払い）	

※神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

東 播

高砂市	65歳～69歳まで	県と同じ	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
			2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	2014年の6月30日までに、65歳から69歳だった方は、2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	市民税非課税世帯	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円

※明石市、加古川市、稲美町、播磨町は県と同じ

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院
国	2015年、4月1日時点で、71歳未満の方	低所得者（住民税非課税世帯）	3割 負担限度額 35,400円 4回目からは24,600円	
	2015年、4月1日時点で、71歳以上、75歳未満の方	一般（標準報酬月額26万円以下）	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 44,400円
		低所得者Ⅱ市町村民税非課税世帯で低所得者Ⅰを除く世帯の方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 24,600円
		低所得者Ⅰ住民税の非課税世帯でかつ年金収入が80万円以下で所得が0円になる方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
兵庫県	65歳～69歳まで	低所得者区分2市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得が80万円以下の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	2014年の6月30日までに、65歳～69歳だった方は、2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	低所得者区分2市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得が80万円以下の方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円

北播

※西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町は県と同じ

西播

相生市	65歳～69歳まで	市民税非課税世帯	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	2014年の6月30日までに、65歳から69歳だった方は、2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	市民税非課税世帯	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
		低所得者区分1市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円

※姫路市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町は県と同じ

但馬

新温泉町	県と同じ	なし	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 44,400円
------	------	----	---------------------	---------------------

※豊岡市、養父市、朝来市、香美町は県と同じ

北摂・丹波

篠山市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
丹波市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）

※三田市は県と同じ

淡路

※淡路市、洲本市、南あわじ市は県と同じ